

## 大阪府域における災害時相互連携に関する覚書

(目的)

第1条 大阪府(以下「甲」という。)及び公益社団法人日本水道協会大阪府支部(以下「乙」という。)は、大阪府域の水道災害における情報共有及び支援に関する協定に基づき、災害発生時に相互に連携し、もって大阪府域の災害対応のさらなる強化、充実を図るものとする。

(情報共有)

第2条 甲及び乙は、災害が発生した場合、水道事業等に係る情報の提供・共有を図るものとする。

(緊急応援)

第3条 甲及び乙は、災害が発生した場合、緊急の応援活動が必要と認めるときは、相互に応援を要請することができる。

(協議)

第4条 本覚書に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲及び乙で協議する。

この覚書の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙記名押印の上、それぞれ1通ずつを保管する。

令和6年4月26日

大阪府健康医療部長 西野 誠 ⑩

公益社団法人日本水道協会大阪府支部長

豊中市長 長内 繁樹 ⑩